

○長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

平成25年3月25日長野市規則第15号

改正

平成26年3月31日規則第14号

平成29年3月30日規則第9号

令和元年6月14日規則第6号

令和3年3月31日規則第19号

令和3年6月30日規則第39号

令和6年3月26日規則第15号

長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 療養介護（第3条—第4条の2）

第3章 生活介護（第5条—第8条）

第4章 機能訓練（第9条・第10条）

第5章 生活訓練（第11条—第14条）

第5章の2 就労選択支援（第14条の2・第14条の3）

第6章 就労移行支援（第15条・第16条）

第7章 就労継続支援A型（第17条—第22条）

第8章 就労継続支援B型（第23条・第24条）

第9章 雑則（第25条—第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び条例で使用する用語の例による。

第2章 療養介護

(職員)

第3条 条例第12条第1項第5号の規則で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「基準省令」という。）第12条第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

2 条例第12条第2項の規定により規則で定める職員の員数等の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 管理者 1

(2) 医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上

(3) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法（事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、利用者の数を2で除した数以上

(4) 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上。
ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

(5) サービス管理責任者 療養介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

4 第2項の療養介護の単位は、療養介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の療養介護の単位を置く場合の療養介護の単位の利用定員は、20人以上とする。

5 条例第12条第3項の規則で定める者は、療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の提供に当たる者とする。

(モニタリング)

第4条 サービス管理責任者は、条例第17条第10項の規定により、次に定めるところによりモニタリングを行わなければならない。

- (1) 定期的に利用者に面接すること。
- (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

(衛生管理等)

第4条の2 条例第27条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施すること。

第3章 生活介護

(規模)

第5条 条例第36条の規則で定める生活介護事業所は、基準省令第37条の厚生労働大臣が定める地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認めるものにおいて事業を行う生活介護事業所とする。

(設備)

第6条 条例第37条第2項の規定により規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 訓練・作業室 次に定める基準
 - ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員)

第7条 条例第38条第2項の規定により規則で定める職員の員数等の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 管理者 1

(2) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この号、第9条及び第13条において同じ。） 、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次に定める基準

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(ア)から(ウ)までに掲げる利用者の平均障害支援区分（基準省令第39条第1項第3号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数とすること。

(ア) 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上

(イ) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上

(ウ) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上

イ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、生活介護の単位ごとに、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うために必要な数とすること。

エ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

(4) サービス管理責任者 生活介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は、20人以上とする。

4 条例第38条第3項の規則で定める者は、生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当た

る者とする。

(衛生管理等)

第7条の2 条例第47条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施すること。

(準用)

第8条 第4条の規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、同条中「条例第17条第10項」とあるのは、「条例第49条において準用する条例第17条第10項」と読み替えるものとする。

第4章 機能訓練

(職員)

第9条 条例第51条第2項の規定により規則で定める職員の員数等の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 管理者 1
- (2) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次に定める基準
 - ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、機能訓練事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。
 - イ 看護職員の数は、機能訓練事業所ごとに、1以上とすること。
 - ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、機能訓練事業所ごとに、1以上とすること。
 - エ 生活支援員の数は、機能訓練事業所ごとに、1以上とすること。
- (3) サービス管理責任者 機能訓練事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加

えて得た数以上

- 2 機能訓練事業者が、機能訓練事業所における機能訓練に併せて、利用者の居宅を訪問することにより機能訓練（以下この項において「訪問による機能訓練」という。）を提供する場合は、機能訓練事業所ごとに、前項に定める員数の職員に加えて、当該訪問による機能訓練を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

（準用）

第10条 第4条から第6条まで及び第7条の2の規定は、機能訓練の事業及び機能訓練事業所について準用する。この場合において、第4条中「条例第17条第10項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第17条第10項」と、第5条中「条例第36条」とあるのは「条例第54条において準用する条例第36条」と、第6条中「条例第37条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第37条第2項」と、第7条の2中「条例第47条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第47条第2項」と読み替えるものとする。

第5章 生活訓練

（規模）

第11条 条例第56条第1項の規則で定める生活訓練事業所は、基準省令第57条第1項の厚生労働大臣が定める地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認めるものにおいて事業を行う生活訓練事業所（宿泊型自立訓練のみを行うものを除く。）とする。

- 2 条例第56条第2項の規則で定める生活訓練事業所は、前項の市長が認める地域において事業を行う生活訓練事業所とする。

（設備）

第12条 条例第57条第3項の規定により規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

（1） 訓練・作業室 次に定める基準

- ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
- イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

（2） 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

（3） 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

（4） 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(5) 居室 次に定める基準

ア 一の居室の定員は、1人とすること。

イ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(6) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

2 条例第57条第7項の規則で定める要件は、次のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(職員)

第13条 条例第58条第2項の規定により規則で定める職員の員数等の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 管理者 1

(2) 生活支援員 生活訓練事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数とイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上

ア イに掲げる利用者以外の利用者

イ 宿泊型自立訓練の利用者

(3) 地域移行支援員 生活訓練事業所ごとに、1以上

(4) サービス管理責任者 生活訓練事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている生活訓練事業所については、前項第2号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「生活訓練事業

所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、生活訓練事業所」と読み替えるものとする。

この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該生活訓練事業所ごとに、それぞれ1以上とする。

3 生活訓練事業者が、生活訓練事業所における生活訓練に併せて、利用者の居宅を訪問することにより生活訓練（以下この項において「訪問による生活訓練」という。）を提供する場合は、前2項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による生活訓練を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

4 第1項（第2項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

（準用）

第14条 第4条及び第7条の2の規定は、生活訓練の事業について準用する。この場合において、第4条中「条例第17条第10項」とあるのは「条例第59条において準用する条例第17条第10項」と、第7条の2中「条例第47条第2項」とあるのは「条例第59条において準用する条例第47条第2項」と読み替えるものとする。

第5章の2 就労選択支援

（職員）

第14条の2 条例第59条の4第1項第2号の規則で定める者は、基準省令第61条の4第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

2 条例第59条の4第2項の規定により規則で定める職員の員数等の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

（1） 管理者 1

（2） 就労選択支援員 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

3 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

（準用）

第14条の3 第6条及び第7条の2の規定は、就労選択支援の事業及び就労選択支援事業所について準用する。この場合において、第6条中「条例第37条第2項」とあるのは「条例第59条の8において準用する条例第37条第2項」と、第7条の2中「条例第47条第2項」とあるのは「条例第59条の8において準用する条例第47条第2項」と読み替えるものとする。

第6章 就労移行支援

(職員)

第15条 条例第61条第3項の規定により規則で定める就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。以下この項において同じ。）の職員の員数等の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 管理者 1

(2) 職業指導員及び生活支援員 次に定める基準

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

(3) 就労支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

(4) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第61条第3項の規定により規則で定める就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所に限る。以下この項において同じ。）の職員の員数等の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 管理者 1

(2) 職業指導員及び生活支援員 次に定める基準

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

(準用)

第16条 第4条、第4条の2、第6条及び第7条の2の規定は、就労移行支援の事業及び就労移行支援事業所について準用する。この場合において、第4条中「条例第17条第10項」とあるのは「条例第66条第1項において準用する条例第17条第10項」と、第6条中「条例第37条第2項」とあるのは「条例第66条第1項において準用する条例第37条第2項」と、第7条の2中「条例第47条第2項」とあるのは「条例第66条において準用する条例第47条第2項」と読み替えるものとする。

第7章 就労継続支援A型

(規模)

第17条 条例第69条第2項の規定により規則で定める利用定員は、次に定めるところによる。

- (1) 雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、10を下回ってはならないこと。
- (2) 雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、当該就労継続支援A型事業所の利用定員の100分の50及び9を超えてはならないこと。

(設備)

第18条 条例第70条第2項の規定により規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 訓練・作業室 次に定める基準
 - ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員)

第19条 条例第71条第2項の規定により規則で定める職員の員数等の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 管理者 1
- (2) 職業指導員及び生活支援員 次に定める基準

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 就労継続支援A型事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

(工賃の支払)

第20条 条例第74条ただし書の規定による雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、条例第75条第4項の規定により、3,000円を下回ってはならないこととする。

(利用者及び職員以外の者の雇用)

第21条 条例第79条の規則で定める数は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数

(2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数

(3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)

第22条 第4条及び第7条の2の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第4条中「条例第17条第10項」とあるのは「条例第80条において準用する条例第17条第10項」と、第7条の2中「条例第47条第2項」とあるのは「条例第80条において準用する条例第47条第2項」と読み替えるものとする。

第8章 就労継続支援B型

(工賃の支払)

第23条 利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、条例第82条第1項の規定

により、3,000円を下回ってはならないこととする。

(準用)

第24条 第4条、第5条、第7条の2、第18条及び第19条の規定は、就労継続支援B型の事業及び就労継続支援B型事業所について準用する。この場合において、第4条中「条例第17条第10項」とあるのは「条例第83条において準用する条例第17条第10項」と、第5条中「条例第36条」とあるのは「条例第83条において準用する条例第36条」と、第7条の2中「条例第47条第2項」とあるのは「条例第83条において準用する条例第47条第2項」と、第18条中「条例第70条第2項」とあるのは「条例第83条において準用する条例第70条第2項」と、第19条第1項中「条例第71条第2項」とあるのは「条例第83条において準用する条例第71条第2項」と読み替えるものとする。

第9章 雑則

(規模に関する特例)

第25条 多機能型事業所（多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、多機能型による機能訓練事業所（以下「多機能型機能訓練事業所」という。）、多機能型による生活訓練事業所（以下「多機能型生活訓練事業所」という。）、多機能型による就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、多機能型による就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び多機能型による就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）をいう。以下同じ。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（長野市指定通所支援の事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年長野市条例第2号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第77条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とすることができる。

- (1) 多機能型生活介護事業所、多機能型機能訓練事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。） 6人以上
- (2) 多機能型生活訓練事業所 6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の生活訓練を併せて行う場合にあっては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の生活訓練の利用定員が6人以上とする。

(3) 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 10人以上

- 2 前項の規定にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、条例第36条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。
- 3 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。）につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、条例第36条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。
- 4 基準省令第89条第4項の厚生労働大臣が定める地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、第1項中「20人」とあるのは、「10人」とする。この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型機能訓練事業所、多機能型生活訓練事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所に限る。以下この項及び次条第3項において同じ。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、1人以上とすることができる。

（職員の員数等の特例）

第26条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合は、条例第38条第5項、第51条第5項及び第6項、第58条第5項、第61条第6項並びに第71条第5項（条例第83条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準条例第6条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

- 2 多機能型事業所は、条例第38条第6項、第51条第7項、第58条第6項、第61条第7項及び第71条第6項（条例第83条において準用する場合を含む。）並びに第7条第1項第4号、第9条第1項第3号、第13条第1項第4号、第15条第1項第4号及び第19条第1項第3号（第24条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省

令第90条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前条第4項後段の規定により、多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、条例第38条第5項、第51条第6項、第58条第5項及び第83条において準用する第71条第5項並びに第7条第1項第3号エ、第9条第1項第2号エ、第13条第1項第2号及び第24条において準用する第19条第1項第2号の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第1号に掲げる利用者の数を6で除した数と第2号に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(1) 生活介護、機能訓練及び生活訓練の利用者

(2) 就労継続支援B型の利用者

(設備の特例)

第27条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

(書面に代わる方法等)

第28条 条例第85条第1項に規定する規則で定めるものは、同項に規定する書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)とする。

2 条例第85条第2項に規定する規則で定める方法は、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)とする。

(補則)

第29条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(生活介護事業所に置くべき職員の員数に関する経過措置)

- 2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、第7条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数の合計以上の数とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる利用者（基準省令附則第3条第1項第1号の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数

イ 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

ウ 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(2) 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

- 3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

(宿泊型自立訓練に関する経過措置)

- 4 法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）及び法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の6に規定する知的障害者更生施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者更生施設」という。）について、第12条第1項第5号の規定を適用する場合においては、同号ア中「1人」とあるのは精神障害者生活訓練施設（整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。）附則第3条の適用を受けるものを除く。）については「2人以下」と、精神障害者生活訓練施設（旧精神障害者社会

復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものに限る。) 及び知的障害者更生施設については「4人以下」と、同号イ中「一の居室の面積」とあるのは「利用者1人当たりの床面積」と、「7.43平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設については「4.4平方メートル」と、知的障害者更生施設については「6.6平方メートル」とする。

附 則（平成26年3月31日規則第14号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日規則第9号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月14日規則第6号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第19号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和3年6月30日規則第39号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。（後略）

附 則（令和6年3月26日規則第15号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。